

平成28年第2回臨時会

天栄村議会会議録

平成28年4月21日 開会

平成28年4月21日 閉会

天栄村議会

平成 28 年第 2 回天栄村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (4月21日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集挨拶	4
選挙管理委員会委員及び補充員選挙	5
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
閉会の宣告	15

第 2 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

平成28年第2回天栄村議会臨時会

議事日程（第1号）

平成28年4月21日（木曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 村長議会招集挨拶
日程第 4 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員選挙
日程第 5 議案第1号 工事請負契約の締結について
日程第 6 議案第2号 天栄村農村交流施設の指定管理者の指定について
日程第 7 議案第3号 天栄村農業促進ハウスの指定管理者の指定について
日程第 8 議案第4号 平成28年度天栄村一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬	和 吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	森	茂 君
教 育 長	増 子	清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 淨	精 司 君
参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻	浩 之 君			

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 蕪 木 利 弘 書記 小 山 ちえみ
事務局長

書記 牧 野 真 吾

◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

本日は公私ともにご多忙のところ、平成28年第2回天栄村議会臨時会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、今月中旬より熊本県、大分県で発生しております大地震により被災された皆様にお見舞いを申し上げるとともに、凶らずも犠牲となられた方々に哀悼の意を表したいと思えます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成28年第2回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

これより平成28年第2回天栄村議会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、報告を申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

3番 大須賀 溪 仁 君

4番 服 部 晃 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

[議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇]

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） おはようございます。

本臨時会についての会期の報告を申し上げます。

本日午前9時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成28年第2回天栄村議会臨時会の会期について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日1日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君から報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎村長議会招集挨拶

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、村長より平成28年第2回天栄村議会臨時会招集の挨拶発言の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日、ここに平成28年天栄村議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日は4議案をご提案いたしましてご審議を願うものでありますが、その大要をご説明申し上げます。

議案第1号 工事請負契約の締結についてであります。除染作業に伴う除去土壌等の仮置場造成のための高トヤ仮置場建設工事（2期）の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号 天栄村農村交流施設の指定管理者の指定について、議案第3号 天栄村農業促進ハウスの指定管理者の指定については、いずれの施設とも新たに指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 平成28年度天栄村一般会計補正予算についてであります。議案第2号 天栄村農村交流施設指定管理者の指定及び議案第3号 天栄村農業促進ハウスの指定管理者の指定に伴う債務負担行為の補正であります。

以上、提案いたしますので、議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶いたします。

平成28年4月21日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで村長の挨拶を終わります。

◎選挙管理委員会委員及び補充員選挙

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員選挙を議題といたします。

議案を議会事務局長に朗読させます。

〔参事兼事務局長 蕪木利弘君登壇〕

○参事兼事務局長（蕪木利弘君） 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員選挙。

天栄村選挙管理委員会委員及び補充員は、平成28年4月23日をもって任期満了につき、地方自治法第182条の規定に基づき議会の選挙を行うものとする。

平成28年4月21日提出

天栄村議会議長 廣瀬和吉

1、選挙により決定される選挙管理委員会委員の数、4名。

2、選挙により決定される選挙管理委員会補充員の数、4名。

3、任期、平成28年4月24日から平成32年4月23日まで。

○議長（廣瀬和吉君） 選挙の方法につきましては、暫時休議し協議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時08分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時13分）

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

つきましては、議長が指名することと決定しました。

ここで資料配付のため、暫時休議いたします。

（午前10時14分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時15分）

○議長（廣瀬和吉君） 議長が指名する選挙管理委員会委員及び補充員並びに順位について、議会事務局長に氏名等を朗読をさせます。

〔参事兼事務局長 蕪木利弘君登壇〕

○参事兼事務局長（蕪木利弘君） 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員選挙に際し、指名推薦する者は次のとおりであります。氏名敬称につきましては、省略をさせていただきます。

選挙管理委員会委員氏名。

北島正則。住所、天栄村大字上松本字鹿島前19番地。生年月日、昭和19年9月16日生まれ。

氏名、亀森正夫。住所、天栄村大字大里字御藏前4番地。生年月日、昭和16年10月20日生まれ。

氏名、石井一郎。住所、天栄村大字柿之内字四本橋5番地。生年月日、昭和9年3月10日生まれ。

氏名、小山守。住所、天栄村大字田良尾字宮下64番地1。生年月日、昭和24年3月15日生まれ。

補充員並びに順位。

1位、氏名、大木邦明。住所、天栄村大字大里字四ツ長60番地。生年月日、昭和17年7月11日生まれ。

2位、氏名、岡部暢文。住所、天栄村大字牧之内字横入2番地2。生年月日、昭和11年6月12日生まれ。

3位、氏名、小針一郎。住所、天栄村大字飯豊字十郎右エ門19番地。生年月日、昭和18年6月22日生まれ。

4位、氏名、小山英正。住所、天栄村大字田良尾字宮下14番地。生年月日、昭和16年10月1日生まれ。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

ただいま議会事務局長朗読の議長が指名した方々を選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

つきましては、先ほどの議会事務局長朗読のとおり、選挙管理委員会委員に北畠正則氏、亀森正夫氏、石井一郎氏、小山守氏。補充員に順位1位、大木邦明氏、2位、岡部暢文氏、3位、小針一郎氏、4位、小山英正氏を当選人として決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第1号 工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成28年4月21日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、契約の目的、高トヤ仮置場建設工事（2期）。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、1億800万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額800万円。
- 4、契約の相手方、住所、福島県岩瀬郡天栄村大字牧之内字八十内18。

氏名、株式会社八木沼組、代表取締役、八木沼文彦。

お手元にお配りしております議案第1号説明資料により説明を申し上げます。

まず、1ページ目は、工事請負の仮契約書でございます。

工事の場所が、福島県岩瀬郡天栄村大字牧之内字高トヤ地内でございます。

工期が、着工が議会の議決を得た日から3日を経過した日。

完成が、平成29年3月22日であります。

28年4月18日付で仮契約を締結しております。

2ページが、工事の入札経過書になります。

平成28年4月18日午前9時に入札を執行しております。

3ページが、入札に参加した業者の氏名及び開札の結果ということで、ご覧のとおりでございます。

4ページが位置図になります。児渡区のほうから入った場合、村道後藤線を後藤集落に向かって進みまして、集落の手前を右折したところが高トヤ地区になります。この位置図で、赤丸のところが今回の施工場所となります。

5ページのほうをご覧ください。5ページが、高トヤ地区仮置場計画の平面図になります。真ん中より左側、着色している部分が、今回2期として発注を行う部分でございます。右側につきましては1期ということで、平成27年2月に発注をし、現在、フレキシブルコンテナを搬入しております。この1期の部分につきましては、できるだけ早く除染を進めるための一時保管場所としての造成をしております。そのため、下部の遮水シートは敷いておりません。今回発注いたします2期につきましては、本仮置場としての性格を持つため、下部遮水シートを敷いてのものになります。そして、中間貯蔵施設へ運搬するまでの間、ここを仮置場として保管するような形になります。

真ん中の下の表でございますが、2期での収容集計表でございますが、本仮置場IとMでございます。Iのほうフレキシブルコンテナが5,673袋、Mのほう4,952袋、合計で1万625袋を保管する計画となっております。

あとそのほか、I、M以外の場所につきましては、立木保管場所等としての利用を計画しております。

ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 説明資料の3ページですか、この入札資料を見ますと、落札した八木沼組が1億円。あと、1社を除いて4社が5,000万近く開きあるですけれども、この5,000万も差があるというのはどういうことなんですかね。これ同じ積算すると思うんですけれども、大丈夫なんですか、1億円。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

○参事兼総務課長（清浄精司君） ただいまのご質問、落札金額に大分差がありますが大丈夫でしょうかというご質問かと思えます。この入札に当たりましては、事前に各社に設計書の閲覧をしていただきまして、工事費用を積算していただき、その額により入札をしていただいたものと考えております。会社がこの額で大丈夫ということで入札されたので、村と

しては今後の施工管理の中で、これまでの現場同様、適切な管理を行って参りたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、議会のあれなんですけれども、後で増額補正なんていったらばこれ認められないと思うんですよ。みんな最初からこうやって、極端な話、3分の2ですよ、これね。だから、土壌がどうのこうので工事の手間がかかったとかなんとかという話も出てくると思うんですけれども、そういうのは、増額補正なんていうのは議会でも可決はできないと思うんですけれども、どういうもんですかね、これは。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

○参事兼総務課長（清浄精司君） 今、変更による増額補正というふうなことでございますが、実際その現場、これから入っていただきまして、その内容、本当に突発的なもので、積算の上で全然予見できなかったものがあれば、それはそれで、お互い確認して検討していく必要はあるかと思えます。ただ、それ以外の部分につきましては、ここで落札していただいておりますので、この中でやっていきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。なるだけ増額補正のないようお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程6、議案第2号 天栄村農村交流施設の指定管理者の指定について

てを議題といたします。

〔「議長、5番」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） はい。

○5番（小山克彦君） ただいま議長より議案第2号、議案を上げられましたが、実はこの指定管理者となる団体、特定非営利活動法人湯田組なんでありますが、私はこの湯田組の監事になっております。それで、この審議、そして議決に参加していいかどうか、それをこの審議に入る前に検討していただきたいというふうに思います。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議いたします。

（午前10時29分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時46分）

○議長（廣瀬和吉君） ただいま5番、小山議員より、指定管理団体の関係者である旨の申し出がありましたが、利害関係のある者として、地方自治法第117条の規定により除斥といたします。

5番、小山議員の退席を求めます。

〔5番 小山克彦君退席〕

○議長（廣瀬和吉君） 審議を再開いたします。

議案第2号 天栄村農村交流施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 天栄村農村交流施設の指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村農村交流施設の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年4月21日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、管理を行わせる公の施設の名称、天栄村農村交流施設。

2、指定管理者となる団体の名称、特定非営利活動法人湯田組、理事長、星孝美。

3、指定の期間、平成28年5月1日から平成31年3月31日まで。

提案理由をご説明いたします。

地方自治法第244条の2第3項及び天栄村農村交流施設設置に関する条例の規定により、

天栄村農村交流施設を指定管理者の管理とするため、指定管理者候補を選定したことに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について、議会の議決をお願いするものであります。

本件指定管理者候補につきましては、本年3月28日から4月15日までを応募期間といたしまして候補者を公募し、期限までに応募のあった特定非営利活動法人湯田組について、4月18日に開催された天栄村指定管理者選定委員会において審査の上、選定されたものでございます。

なお、指定の期間は、平成28年5月1日から平成31年3月31日までであります。

また、特定非営利活動法人湯田組につきましては、少子高齢化や過疎化が進む地域を活性化するため、地域の持つ魅力や資源を活用したなりわいづくりや営みの再生により、持続可能な地域社会を住民の力で創造し、地域コミュニティのさらなる強化を図る活動を行う組織として平成25年10月に設立をされ、設立以来、棚田や古民家を生かした集落景観の再生、地域伝統文化の継承、朝市などイベント開催による観光交流人口の増加など、地域の活性化に向けた活動を展開している団体でございます。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これ、指定会社の説明はわかったんですが、金額の提示はないんですか、その団体。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

議案の中身には指定管理料の金額は載せることとなっておりますので表示はしてありませんが、1年間当たり50万円ということで予定をしているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これは規定上の、ここに提示しなくていいということになっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

議決をいただく事項につきましては、議案に載せている事項ということになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっと、私、予算の中でこの金額が出てきたと思うんですが、あのとき、予算で40万じゃなかったんですか。ちょっと前のことで忘れてしまったんですが、当時の予算は40万の予算じゃなかったですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

7款商工費、1項商工費、4目地域開発費におきまして、古民家指定管理委託料として50万円の予算計上となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） はい、了解しました。

○議長（廣瀬和吉君） ほかにございませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ指定管理者等なんですけれども、説明はわかりましたけれども、これはあれですか、議決権のある議員がこの中の理事とか役員とか引き受けているのは、法的には何の問題もないんですか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議いたします。

（午前10時54分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時04分）

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

地方自治法の92条の2に議会議員の兼職禁止という規定がございます。その中で、「地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」という規定になっておりますが、今回の指定管理につきましては、ここの92条の2で規定している請負という行為には当たらないことから、議会議員が当該法人の監査となっていることについては、特に問題はないというようなことでございます。

〔「はい、わかりました」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第3号 天栄村農業促進ハウスの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第3号 天栄村農業促進ハウスの指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村農業促進ハウスの指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年4月21日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、天栄村農業促進ハウス。
- 2、指定管理者となる団体の名称、特定非営利活動法人湯田組、理事長、星孝美。
- 3、指定の期間、平成28年5月1日から平成31年3月31日まで。

提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項及び天栄村農業促進ハウス設置に関する条例の規定により、天栄村農業促進ハウスを指定管理者の管理とするため、指定管理者候補を選定したことに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について、議会の議決をお願いするものであります。

本件指定管理者候補につきましては、本年3月28日から4月15日までを応募期間として候補者を公募し、期限までに応募のあった特定非営利活動法人湯田組について、4月18日に開催された天栄村指定管理者選定委員会において審査の上、選定されたものであります。

なお、指定の期間は、平成28年5月1日から平成31年3月31日までであります。

特定非営利活動法人湯田組につきましては、先ほど議案第2号においてご説明申し上げたとおりでございます。

以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これより討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第4号 平成28年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 5ページになります。

議案第4号 平成28年度天栄村一般会計補正予算（第1号）。

平成28年度天栄村一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）。

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

平成28年4月21日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをご覧ください。

第1表、債務負担行為補正。

事項、天栄村農村交流施設管理業務委託。期間、平成29年度から平成30年度まで。限度額、

100万円。

事項、天栄村農業促進ハウス管理業務委託。期間、平成29年度から平成30年度まで。限度、額300万円。

これらにつきましては、ただいまご議決をいただきました議案第2号、第3号の指定管理者の指定期間が28年度から29、30年度まで3年間であるため、29、30年度の2年間の管理委託料相当額を債務負担行為を行うものでございます。

ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を省略して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

指定管理に係る議案が終了いたしましたので、5番議員の除斥を解きます。

5番、小山議員の入室を許します。

〔5番 小山克彦君入室〕

◎閉会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

平成28年4月21日招集の平成28年第2回天栄村議会臨時会の会議に付託された事件は、全て終了いたしました。

これにて平成28年第2回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時14分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年6月27日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 大 須 賀 溪 仁

署 名 議 員 服 部 晃

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	工事請負契約の締結について	4月21日	原案可決
2号	天栄村農村交流施設の指定管理者の指定について	4月21日	原案可決
3号	天栄村農業促進ハウスの指定管理者の指定について	4月21日	原案可決
4号	平成28年度天栄村一般会計補正予算について	4月21日	原案可決